

新宿アイランドで確定申告

四谷税務署 猪狩稔署長に聞く



<プロフィール>

猪狩 稔（いがり みのる）

福島県出身。国税庁長官官房人事課課長補佐、税務大学校教授、大月税務署長、東京国税局徴収部統括国税徴収官、同調査四部統括国税調査官、同調査第二部調査総括課長を経て現職に就任。趣味は史跡めぐりで、「四谷税務署管内には多くの文化財が残されています。土日を利用して訪ねたいです」。

申告はe-Taxのご利用を

四谷は、甲州街道最初の宿場町「内藤新宿」を中心に発展してきた歴史ある街。近代化の一方で、江戸時代の風情を残す「坂」が多いのも魅力のひとつだ。そんな四谷地区を管轄するのが四谷税務署。確定申告の季節を迎え、四谷税務署は、申告書の作成と提出ができる「新宿アイランド会場」の利用を地域の人々に呼びかけている。（本文敬称略）

Q. 確定申告です。四谷署では、どのような納税者向け支援をするのでしょうか。

猪狩 四谷署では、2月1日～3月15日までの平日は、新宿署と合同で西新宿の新宿アイランド地下1階「アクアプラザ」に申告書作成と提出会場を開設します。

会場には、個人認証カードをお持ちでない方でも電子申告ができるパソコンを多数配置し、申告書作成と電子申告「e-Tax」を体験していただけるよう態勢を整えております。

また、パソコンに不慣れな方には、操作のお手伝いをさせていただきますので、ぜひ、パソコンによる申告書作成を体験していただきたいと思います。

ております。

なお、同会場には、新宿区以外の納税者の方を対象として、同じくパソコンで申告書の作成と提出ができる確定申告センターを併設いたしますので、どうぞご利用下さい。

Q. 電子申告「e-Tax」の魅力とは何でしょうか。

猪狩 まず、税務署に向くことなく申告等ができます。送信可能時間も、通常は月曜～金曜の午前8時30分から午後9時（祝日等および年末年始を除く）までですが、所得税の確定申告期間中は24時間となります。

次に、書面で提出すると、医療費の領収書や源泉徴収票等を添付しなくても、e-Taxなら所定の内容を入力して送信することで、領収書等の添付を省略できます（例外あり）。書類等は提出や提示を求められるので、保存はしておいて下さい。

また、e-Taxでの還付申告は早期処理をしていますので、還付がスピーディーに受けられます。申告期限内にe-Taxで申告すると最高5千円の税額控除を受けられる制度もあります（平成19年分～22年分の間でいずれか1回）。ぜひ、皆さまのご利用をお願いいたします。

Q. 確定申告期間中、四谷署を訪れる方へお願いがあるそうですね。

猪狩 申告書作成および提出会場を新宿アイランドに開設しますので、その期間中は、四谷署・新宿と聞きまして。

Q. 租税教育に熱心な地域と聞きました。

猪狩 四谷法人会の青年部会が、税の使い道を分かりやすく解説した「下敷き」を作って管内の小学校に配付しています。平成22年度の下敷きのテーマは、消防隊員や自衛官らをクローズアップした「私たちの命と暮らしを支えるプロフェッショナルたち」。昭和54年から続く活動というところで、子どもたちに税の大切さを教えることに熱心な地域であるとうかがえます。

し下さい。その他に、合同会場での納税もできませんので、振替納税をご利用いただくか、最寄りの金融機関での納税をお願いします。

また、2月20日・27日の日曜日は、新宿アイランド会場はお休みですが、東京国税局（大手町）の1階に申告書作成および提出会場を設置しますので、ご利用下さい。

Q. 地元の関係民間団体との取組みは。

猪狩 四谷署には、関係民間7団体で構成されている「税務連絡協議会」があり、ほぼ毎月1回意見交換を行うなど、連携を密にしています。毎年11月11日～17日に行われる「税を考える週間」では、今年も四谷署と税務連絡協議会の共催で「第25回小学生の税の書道展」を開催しました。確定申告の広報でも、各団体の会報誌への掲載やポスターの掲示など協力をいただいております。

新宿・四谷税務署からのお知らせ

新宿・四谷税務署では、昨年に引き続き、平成22年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成と提出の会場を

新宿アイランド地下1階「アクアプラザ」

に開設します。

開設期間中は、税務署内に確定申告書作成会場は設置しておりませんのでご注意ください。

（提出のみの方は、税務署でも受け付けております。）

期 間	平成23年2月1日（水）から平成23年3月15日（水）まで ※土、日曜及び祝日を除く。
時 間	午前9時15分から午後5時まで ※前掲している場合には、受付を早く締め切ることがありますので、午後4時までにお願いいたします。
所在地	新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド 地下1階

●会場案内図●

東京メトロ丸ノ内線【西新宿】駅から徒歩5分（改札口直結）

都営大江戸線【都庁前】駅から徒歩5分（地下通路）

JR・小田急線・京王線・都営新宿線【新宿】駅から徒歩10分

新宿駅周辺道路バス（新宿WEバス）バス停【④新宿駅南口】から乗車。【⑤ハイアットリージェンシー東京前】で下車して徒歩1分

会場の駐車場は有料です。また駐車場はごさいませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

Q. 四谷の街で、署長おすすめの街に入りますか。

猪狩 四谷は「坂と横丁と緑の街」です。四谷には多くの坂があり、また大通りには幾筋も路地が入り込み、横丁を構成しています。そしてそれぞれが地域に親しまれた名前です。ぜひ「四谷」の街歩きを楽しみましょう。特に四谷署管内には50を超える坂があり、坂名の由来を確かしながら歩いてみてはいかがでしょうか。

Q. 猪狩署長のこれまでに

のお仕事で、印象的だったエピソードはありますか？

猪狩 税務大学校で法人税法の教授を務めたときは、「活力ある税務署を支える人材を育てたい」という思いから、講義に全力投入しておりました。その後、現場で教え子から「教授の熱い講義が仕事に役立ちました」と感謝されたことがありました。授業中、時折熱くなったり過ぎてしまったこともあったかと思いますが、これはとても嬉しかったです。

めざします 企業の繁栄と社会への貢献

社団法人 四谷法人会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 27 番地

TEL：03-3351-2334 FAX：03-3356-8197

URL：http://www.yotsuya-houjinkai.or.jp/

E-mail info@yotsuya-houjinkai.or.jp



社団法人 四谷青色申告会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 19 番地 5 四谷税経ビル 1F

TEL：03-3351-6195 FAX：03-3351-9500

URL：http://www.taxpayer.or.jp/

E-mail：info@taxpayer.or.jp

新宿アイランドで確定申告

四谷税務署 猪狩稔署長に聞く



<プロフィール>

猪狩 稔（いがり みのる）

福島県出身。国税庁長官官房人事課課長補佐、税務大学校教授、大月税務署長、東京国税局徴収部統括国税徴収官、同調査四部統括国税調査官、同調査第二部調査総括課長を経て現職に就任。趣味は史跡めぐりで、「四谷税務署管内には多くの文化財が残されています。土日を利用して訪ねたいです」。

申告はe-Taxのご利用を

四谷は、甲州街道最初の宿場町「内藤新宿」を中心に発展してきた歴史ある街。近代化の一方で、江戸時代の風情を残す「坂」が多いのも魅力のひとつだ。そんな四谷地区を管轄するのが四谷税務署。確定申告の季節を迎え、四谷税務署は、申告書の作成と提出ができる「新宿アイランド会場」の利用を地域の人々に呼びかけている。（本文敬称略）

Q. 確定申告です。四谷署では、どのような納税者向け支援をするのでしょうか。

猪狩 四谷署では、2月1日～3月15日までの平日は、新宿署と合同で西新宿の新宿アイランド地下1階「アクアプラザ」に申告書作成と提出会場を開設します。

会場には、個人認証カードをお持ちでない方でも電子申告ができるパソコンを多数配置し、申告書作成と電子申告「e-Tax」を体験していただけるよう態勢を整えております。

また、パソコンに不慣れな方には、操作のお手伝いをさせていただきますので、ぜひ、パソコンによる申告書作成を体験していただきたいと思います。

ております。

なお、同会場には、新宿区以外の納税者の方を対象として、同じくパソコンで申告書の作成と提出ができる確定申告センターを併設いたしますので、どうぞご利用下さい。

Q. 電子申告「e-Tax」の魅力とは何でしょうか。

猪狩 まず、税務署に向くことなく申告等ができます。送信可能時間も、通常は月曜～金曜の午前8時30分から午後9時（祝日等および年末年始を除く）までですが、所得税の確定申告期間中は24時間となります。次に、書面で提出すると、医療費の領収書や源泉徴収票等を添付しなければなりません。e-Taxなら所定の内容を入力して送信することで、領収書等の添付を省略できます（例外あり）。書類等は提出や提示を求められるので、保存はしておいて下さい。

また、e-Taxでの還付申告は早期処理をしていますので、還付がスピーディーに受けられます。申告期限内にe-Taxで申告すると最高5千円の税額控除を受けられる制度もあります（平成19年分～22年分の間でいずれか1回）。ぜひ、皆さまのご利用をお願いいたします。

新宿・四谷税務署からのお知らせ

新宿・四谷税務署では、昨年に引き続き、平成22年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成と提出の会場を

新宿アイランド地下1階「アクアプラザ」

に開設します。開設期間中は、税務署内に確定申告書作成会場は設置してありませんのでご注意ください。（提出のみの方は、税務署でも受け付けております。）

期 間	平成23年2月1日（月）から平成23年3月15日（水）まで ※土、日曜及び祝日を除く。
時 間	午前9時15分から午後5時まで ※前掲している場合には、受付を早く締め切ることがありますので、午後4時までにお願いいたします。
所在地	新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド 地下1階

●会場案内図●



宿署とも、署内に申告会場は設置しません。しかし、「作成済みの申告書の提出のみの方」は、税務署でも受け付けておりますので、ご利用下さい。

また、2月20日・27日の日曜日は、新宿アイランド会場はお休みですが、東京国税局（大手町）の1階に申告書作成および提出会場を設置しますので、ご利用下さい。

Q. 地元の関係民間団体との取組みは。

猪狩 四谷署には、関係民間7団体で構成されている「税務連絡協議会」があり、ほぼ毎月1回意見交換を行うなど、連携を密にしています。毎年11月11日～17日に行われる「税を考える週間」では、今年も四谷署と税務連絡協議会の共催で「第25回小学生の税の書道展」を開催しました。確定申告の広報でも、各団体の会報誌への掲載やポスターの掲示など協力をいただいております。

Q. 租税教育に熱心な地域と聞きました。

猪狩 四谷法人会の青年部会が、税の使い道を分かりやすく解説した「下敷き」を作って管内の小学校に配付しています。平成22年度の下敷きのテーマは、消防隊員や自衛官らをクローズアップした「私たちの命と暮らしを支えるプロフェッショナルたち」。昭和54年から続く活動ということで、子どもたちに税の大切さを教えることに熱心な地域であるとうかがえます。

Q. 四谷の街で、署長おすすめのお気に入りスポットはありますか。

猪狩 四谷は「坂と横丁と緑の街」です。四谷には多くの坂があり、また大通りには幾筋も路地が入り込み、横丁を構成しています。そしてそれぞれが地域に親しまれた名前と呼ばれています。ぜひ「四谷」の街歩きを楽しみましょう。特に四谷署管内には50を超える坂があり、坂名の由来を確かしながら歩いてみてはいかがでしょうか。

Q. 猪狩署長のこれまでもお仕事で、印象的だったエピソードはありますか？

猪狩 税務大学校で法人税法の教授を務めたときは、「活力ある税務署を支える人材を育てたい」という思いから、講義に全力投球しておりました。その後、現場で教え子から「教授の熱い講義が仕事に役立ちました」と感謝されたことがありました。授業中、時折熱くなり過ぎてしまったこともあったかと思いますが、これはとても嬉しかったです。

めざします 企業の繁栄と社会への貢献



社団法人 四谷法人会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 27 番地

TEL : 03-3351-2334 FAX : 03-3356-8197

URL : http://www.yotsuya-houjinkai.or.jp/

E-mail info@yotsuya-houjinkai.or.jp



社団法人 四谷青色申告会

〒160-0008 東京都新宿区三栄町 19 番地 5 四谷税経ビル 1F

TEL : 03-3351-6195 FAX : 03-3351-9500

URL : http://www.taxpayer.or.jp/

E-mail : info@taxpayer.or.jp

▶中小企業に人気の制度がさらに強化

「欠損金の繰越控除制度」は、欠損金(赤字)を翌年度以降に繰り越せるもので、現行制度では「7年間」まで繰越が認められている。

繰り越した欠損金は黒字と相殺できるため、「ずっと赤字でやっと黒字が出たと思ったのに今度は税負担が急にキツク



青色申告法人にとって大きなメリットのひとつである「欠損金の繰越控除制度」。平成23年度税制改正では、この制度が大きく改正されることになった。制限と拡充が同時に行われる改正になるが、中小企業は制限から逃れ、拡充の恩恵のみ受けられるという歓迎すべき内容だ。ポピュラーな制度だけに、対象となる中小企業の判定ラインや適用開始時期などはしっかり押さえておきたいところだ。

繰越欠損 中小企業へやさしく

帳簿保存で控除9年間

なった」という事態も防いでくれる。青色申告のメリットの中でも人気の高い制度だ。

平成23年度税制改正では、この欠損金の繰越控除制度について、利用を一部制限する見直しが行われることになった。

現行では、繰越控除できる「控除限度額」は、繰越控除しないものとして計算した「その事業年度の所得金額」だ。

これが同23年度改正で、繰越控除をする事業年度の繰越控除前所得の「80%」までしか控除できなくなる。

現行制度では、繰越欠損金の額が150万円で、その事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額が100万円なら、150万円のうち100万円が損金になり、その事業年度の所得金額はゼロだ。同23年度改正が実施されれば、同じケースでは80万円しか控除できなくなる。

なお、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額についても同様の措置がとられる。

ただし、この控除限度額制限は一部大企業のみ対象で、中小企業は対象外となった。ここでいう中小企業とは、①普通法人で資本金1億円以下の法人(資本金5億円以上の法人の100%子会社は除く)②公益法人等③協同組合等④人格のない社団等——のこと。昨年度のグループ法人税制導入の影響で、「大会社の100%子会社」が中小企業の範ちゅうから除外されている。

また、同23年度改正で、繰越控除できる期間が現行の7年間から「9年間」に延長されることになった。こちらは法人の規模に関わりなく一律の措置となっている。

中小企業は胸をなで下ろし、大企業にとっては厳しい改正だが、これは法人税の税率引き下げと引き換えの措置という位置付けだ。

大企業対象の繰越欠損金控除の「控除限度額80%」は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

繰越控除期間の9年間の延長は同20年4月1日以後に終了した事業年度で生じた欠損金額から適用できる。

なお、拡充である「9年間延長」を希望する中小企業は多いと予想されるが、この措置は「その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存」が適用要件となっている。

また、繰越期間延長に合わせて法人税の欠損金額に係る更正の期間制限が現行の7年から9年へ延長、更正の請求期間も9年とされた。



▲子ども手当があるので控除はナシ！

子ども手当増税ジワリ

扶養親族のカウント重要に

今年1月、平成22年度税制改正での決定事項がいよいよ動き出した。「子ども手当」など民主党の目玉政策の財源に差し出された扶養控除の一部廃止がそれだ。議論から1年、納税者の中にはすっかり忘れてしまい、源泉徴収税額が増えて驚く人もいたかもしれない。いったいどのような人が影響を受けるのか。忘れたところにやってきた子ども手当増税を再確認したい。

子ども手当支給と高校授業料無償化の財源として、平成22年度税制改正で廃止が決定したのは、所得税の扶養控除のうち、①年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養控除)に対する38万円の扶養控除②16歳以上19歳未満の扶養親族に対する扶養控除で上乗せされていた25万円部分——の2カ所。②の年齢層は、一般の控除対象者として扶養控除額は38万円に下がる。

平成23年時点で、「平成8年1月2日以後生まれの子ども」がいれば年少扶養控除廃止の影響がある。同じく今年「平成5年1月2日〜同8年1月1日生まれの子ども」は上乗せ分廃止の影響がある。

扶養親族等の数は、単に扶養している人数で決まるわけではない。納税者本人が障害者・寡婦・寡夫・勤労学生なら、それぞれ該当する。また、扶養親族等が0人なら「2万2950円」、1人は「2万2950円」、2人「1万7990円」、3人「1万4830円」と、以降も人数が増えるにつれ額は低くなっている。

注目が実質の差額。ここでは、0人と1人の差額は6330円、1人と2人の差額は4960円、2人と3人の差額は3160円、4人以上を比べても、0人と1人の間が最も差が出る計算だ。所得が高いほど担税力があるとして、大きな負担を求めるのが所得税の仕組み。この源泉徴収税額も、扶養親族等の数の差による税額差も、高所得者ほど大きくなる。高所得者ほど扶養人数のカウントが重要になる。子ども手当に賛否両論がある中、増税実行となる今年に不満の声が上がる可能性がある。

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



全国法人会総連合会長 大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めています。

全法連は、約100万社の会員企業
41都道県に442の会を擁する団体です。

——主な活動は——

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。
上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。
会費はそれぞれの法人会によって異なります。

財団法人 全国法人会総連合 〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4
TEL.03-3357-6681 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>





『改訂新版 起業したらまっさきに読む経理の本』(クロスメディア・パブリッシング刊)

『改訂版 経理に使える Excel 事典』(明日香出版社刊)

『新 調剤薬局の経営と会計』(エヌビー通信社刊)

『図解本 小が大に勝つための会計学』(中央公論新社「中公新書クラレ」刊)

「経理」までのわかりやすい地図

MAPS経理コンサルティング

税理士 笠原 清明

飯盛会計事務所

税理士 飯盛 俊昌

税理士 伊勢田 健二

〒162-0065 東京都新宿区住吉町6番10号

小松ビル201号

TEL.03-3359-3922 (代表) FAX.03-3359-1830

E-mail:toshiaki@wondernet.ne.jp

新宿法律会計事務所

税理士 山田恵美子

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目13番11号

シブヤビル3F

TEL:03-3350-5975 FAX:03-3350-6419

E-mail:emiko.yamada-office@mbr.nifty.com

城北税理士法人

代表社員 土屋 彰

社員税理士 田口雅美

〒162-0044 東京都新宿区喜久井町62番地

TEL:03-3202-0916 FAX:03-3202-0959

E-mail:tsuchiya@nalcs.com

四季の語らい、
くつろぎのひととき。アルカディア市ヶ谷
私学会館JR線・地下鉄(有楽町線・新宿線・南北線)市ヶ谷駅 徒歩2分
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25
TEL 03-3261-9921 FAX 03-3261-7760BANQUET
宴会・会議ACCOMMODATION
宿泊RESTAURANT
レストラン

尾谷会計事務所

税理士 尾谷恒行

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-14

大塚南ビル七階

TEL:03-5957-5654 FAX:03-5957-5611

E-mail:otani@otaniacc.jp

経営者のための
経営・財務情報紙

月刊社長のミカタ

税務・財務情報に特化して60年超――。

信頼と実績のエヌビー通信社が満を持して、
35年ぶりに新創刊した経営・税務情報月刊紙！中小企業のオーナー社長必読の経営(資金繰り、経営改善、
社保・年金、関連法令情報など)と税務(事業承継、相続税、
法人税対策情報など)の「詳報」が満載!!毎月28日付・タブロイド判・12頁建以上
年間購読料9,000円(送料・消費税込)

※『社長のミカタ』は顧問先・関与先企業様への配布ツールとしてもご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ TEL:0120-074-601/03-3971-0114(直通) エヌビー通信社 事業企画課 〒171-8558 豊島区南池袋3-8-4

がんばる人・元気な街 応援宣言
西京信用金庫

〒160-0022 新宿区新宿4-3-20

<http://www.shinkin.co.jp/saikyo/>

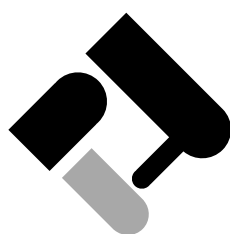
新宿区内の本支店

本店営業部 ☎03-3356-7111

西京ローンプラザ ☎0120-556-627(お客さまお問合わせ専用)

平日9:00～18:00

西新宿支店 ☎03-3374-4300

税務分野別に特化した
専門チームによる総合力 NO.1

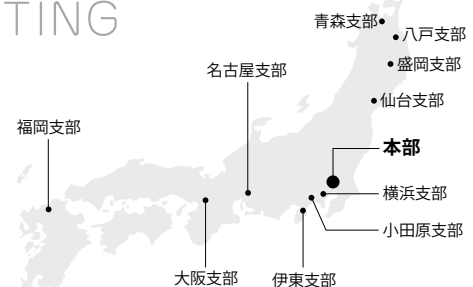
辻・本郷 税理士法人

HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1

新宿センタービル31階

TEL 03-5323-3301 FAX 03-5323-3302

<http://www.ht-tax.or.jp/>

納税通信

東京国税局管内 特別号外
新宿区エリア版 四谷税務署編
平成23年2月15日発行
©エヌビー通信社

『納税通信』(東京国税局管内 特別号外 新宿区エリア版)は、「税務行政当局と納税者の理解を深めるための情報紙」として、新宿区内全域の『日本経済新聞』(宅配分)に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては四谷税務署に取材面でご協力いただきました。また、四谷法人会、四谷青色申告会、東京税理士会四谷支部をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する経済団体、金融機関などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。【エヌビー通信社・企画編集部】

＜お知らせ＞
本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料(前納・送料共) 36,700円
www.nouzei.jp
購読・広告申込 03(3971)0114(直通)

散骨 葬式なら認められることも

これにより、法定相続人の遺族が妻と子2人の場合、今までは合計8千万円以上の資産がなければ相続税は発生しなかったところ、今後は4800万円以上で発生することになった。持ち家にちよつとした預金を持っているだけで対象になってしまうなど、本



▲悲しみの中でも気になるのは葬式費用…

いざという時に備えて… 相続税どこまでが非課税？

平成23年度税制改正大綱では、相続税の増税が盛り込まれた。基礎控除額が大きく引き下げられたことにより、今までは「ごくわずかな人」にしか影響のなかった相続税の問題も、誰にでも降りかかってくる状況となっている。そのため、相続の際に課税対象とならない財産や控除できる財産などについてはしっかり押さえておきたいところだ。

当に相続が「ひとごと」ではなく、今後は「ご近所ごと」になる。基礎控除額が小さくなり、相続税の計算は、財産の総額を差し引いた「課税財産」から「非課税財産」を差し引き、さらにそこに相続開始前3年以内の贈与財産を足し、3千万円+600万円×法定相続人数の基礎控除額を差し引いて計算する。

このように「葬式費用」は遺産総額から控除することができ、その葬式費用にも注意が必要で、そこに含まれるのは葬儀の費用やお通夜の費用などのみ。香典返しや費用や墓地や墓石の購入費用、墓地の借入料、初七日そのほか法要などのための費用は葬式費用には含まれない。なお、墓地・墓石の購入費用は生前に用意しておけば、非課税財産として遺産総額から控除される。

最近では葬式の行い方にも多様性が生じ、従来の仏式に加え、儀礼的な弔問者を受けず通夜や告別式だけを行う「家族葬」や、葬儀を全くせずに病院から直接火葬場へと遺体を送る「直葬」を希望する故人も多い。また、亡くなった後に海や山などに骨をまいてほしいという「散骨」を望む人も増えている。故人のこういった要望に応え、遺族が沖縄の海や富士山の山頂へ骨をまきに行った——といった場合、これは葬式費用として認められるのだろうか。

これに対して課税当局は、「葬式の一環として行われるものならば、費用として差し支えない」としながらも、「例えば、渡航したついでに観光も行うような場合、全てを葬式費用として認められないケースも考えられる。どこまでを葬式費用にするかは、観光費用などと切り分けて考える必要がある」という。豪華な旅行を行って「散骨が故人の遺志だったのだ」と言っても認められない可能性が高いわけだ。

また先ごろ、名古屋国税局がこの葬式費用について文書回答事例を示した。この事例の内容とは、葬式費用の対象となる告別式を2回に分けて行った場合、そのどちらでも葬式費用として非課税財産に算入して良いのか？というところについてだ。

A市で亡くなったPさんは、元はB市の出身。亡くなったA市において告別式を行うことにしたが、A市のみで告別式を行うとB市に在住の知人や親戚らが告別式に出席することが困難となることから、参列者の便宜を考慮し遺族の意思によりA市での告別式の後、B市での告別式を別途執り行った。

告別式2回も実態に合わせて控除OK

遺影および遺骨を祭り、僧侶による読経とともに、参列者が焼香などを行う仏式のものだった。なお2回行われた告別式に要した費用は、A市でのものが200万円、B市でのものが30万円だった。

相続税法は葬式費用の範囲について定めておらず、相続税法基本通達13-4でその範囲について、①葬式もしくは葬送に際し、またはこれらの前において、埋葬、火葬、納骨または遺骸(いがい)もしくは遺骨の回送そのほか要した費用(仮葬式と本葬式とを行うものにあつては、その両者の費用)、②葬式に際し、施した金品で、被相続人の職業、財産そのほかの事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用、③①または②に掲げるもののほか、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるものおよび④死体の搜索または死体もしくは遺骨の運搬に要した費用——としている。

今回の場合、A市・B市どちらの市で行った告別式も、死者の追善供養のため営まれる法会(法事)ではなく、死者を葬るために行われた儀式。これにより、B市の告別式に要した費用も、同通達に掲げられた費用(葬式に際し要した費用)に該当すると考えて良いと当局が回答を示した。

ざりざりのラインで相続税の課税対象となりそうな場合、本来家族葬を希望していたが、大々的な葬儀を行うことで課税遺産総額を圧縮するという手もありそう。ただしその場合、「被相続人の職業、財産そのほかの事情に照らして相当程度と認められるもの」でなければならぬので注意したい。

東京税理士会 四谷支部

支部長 山田恵美子 副支部長 谷 明彦
副支部長 飯盛 俊昌 同 北岡ひとみ
同 土屋 彰 同 村山 勝
同 水上 皎 同 宮下 常民

〒160-0004 新宿区四谷3-7-6 NK第8ビル2階 TEL(03)3357-4858

資金繰りの
お手伝い

東商新宿支部からのお知らせ

低利な融資制度(無担保・無保証人)のご案内

融資内容	マル経融資(小規模事業者経営改善資金) 商工会議所の推薦にもとづき、無担保・無保証人・低利で受けられる国の(日本政策金融公庫)の融資制度です。
融資対象	従業員が20人以下(商業・サービス業5人以下)。業歴1年以上。税金を完納していること。 ※税理士・会計士の方でもご利用いただけます。
融資限度額	1500万円 返済期間 運転資金7年以内・設備資金10年以内
担保・保証人	不要(信用保証協会の保証も不要です)
金利	年1.85%(平成22年11月11日現在)
申込方法	お申し込みは下記までお気軽にお問合わせ下さい。

※上記の融資枠と返済条件は平成23年3月31日までの取り扱いとなります。

※審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

東京商工会議所新宿支部 〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 4F TEL.03-3345-3290

▶中小企業に人気の制度がさらに強化

「欠損金の繰越控除制度」は、欠損金(赤字)を翌年度以降に繰り越せるもので、現行制度では「7年間」まで繰越が認められている。

繰り越した欠損金は黒字と相殺できるため、「ずっと赤字でやっと黒字が出たと思ったらに今度は税負担が急にキツク



青色申告法人にとって大きなメリットのひとつである「欠損金の繰越控除制度」。平成23年度税制改正では、この制度が大きく改正されることになった。制限と拡充が同時に行われる改正になるが、中小企業は制限から逃れ、拡充の恩恵のみ受けられるという歓迎すべき内容だ。ポピュラーな制度だけに、対象となる中小企業の判定ラインや適用開始時期などはしっかり押さえておきたいところだ。

繰越欠損 中小企業へやさしく

帳簿保存で控除9年間

なった」という事態も防いでくれる。青色申告のメリットの中でも人気の高い制度だ。

平成23年度税制改正では、この欠損金の繰越控除制度について、利用を一部制限する見直しが行われることになった。

現行では、繰越控除できる「控除限度額」は、繰越控除しないものとして計算した「その事業年度の所得金額」だ。

これが同23年度改正で、繰越控除をする事業年度の繰越控除前所得の「80%」までしか控除できなくなる。

現行制度では、繰越欠損金の額が150万円で、その事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額が100万円なら、150万円のうち100万円が損金になり、その事業年度の所得金額はゼロだ。同23年度改正が実施されれば、同じケースでは80万円しか控除できなくなる。

なお、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額についても同様の措置がとられる。

ただし、この控除限度額制限は一部大企業のみ対象で、中小企業は対象外となった。ここでいう中小企業とは、①普通法人で資本金1億円以下の法人(資本金5億円以上の法人の100%子会社は除く)②公益法人等③協同組合等④人格のない社団等——のこと。昨年度のグループ法人税制導入の影響で、「大会社の100%子会社」が中小企業の範ちゅうから除外されている。

また、同23年度改正で、繰越控除できる期間が現行の7年間から「9年間」に延長されることになった。こちらは法人の規模に関わりなく一律の措置となっている。

中小企業は胸をなで下ろし、大企業にとっては厳しい改正だが、これは法人税の税率引き下げと引き換えの措置という位置付けだ。

大企業対象の繰越欠損金控除の「控除限度額80%」は、平成23年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

繰越控除期間の9年間の延長は同20年4月1日以後に終了した事業年度で生じた欠損金額から適用できる。

なお、拡充である「9年間延長」を希望する中小企業は多いと予想されるが、この措置は「その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存」が適用要件となっている。

また、繰越期間延長に合わせて法人税の欠損金額に係る更正の期間制限が現行の7年から9年へ延長、更正の請求期間も9年とされた。

子ども手当増税ジワリ

扶養親族のカウント重要に



▲子ども手当があるので控除はナシ！

今年1月、平成22年度税制改正での決定事項がいよいよ動き出した。「子ども手当」など民主党の目玉政策の財源に差し出された扶養控除の一部廃止がそれだ。議論から1年、納税者の中にはすっかり忘れてしまい、源泉徴収税額が増えて驚く人もいたかもしれない。いったいどのような人が影響を受けるのか。忘れたころにやってきた子ども手当増税を再確認したい。

子ども手当支給と高校授業料無償化の財源として、平成22年度税制改正で廃止が決定したのは、所得税の扶養控除のうち、①年齢16歳未満の扶養親族(年少扶養控除)に対する38万円の扶養控除②16歳以上19歳未満の扶養親族に対する扶養控除で上乗せされていた25万円部分——の2カ所。②の年齢層は、一般の控除対象者として扶養控除額は38万円に下がる。

平成23年時点で、「平成8年1月2日以後生まれの子ども」がいれば年少扶養控除廃止の影響がある。同じく今年「平成5年1月2日〜同8年1月1日生まれの子ども」は上乗せ分廃止の影響がある。

扶養親族等の数は、単に扶養している人数で決まるわけではない。納税者本人が障害者・寡婦・寡夫・勤労学生なら、それ

ぞれ該当することに扶養親族等の数に1人が加わる。納税者の控除対象配偶者や扶養親族(年齢16歳未満の人を含む)に障害者・同居特別障害者がいれば、こちらも該当することに扶養親族等の数に1人を加える。

扶養控除対象者のカウント方法が変わることで、給与所得者は源泉徴収税額が変化する。源泉徴収税額表には、「甲欄」と「乙欄」がある。扶養控除等(異動)申告書を勤務先に提出している人には甲欄、提出していない人は乙欄を適用する。

月給から、雇用保険・健康保険・厚生年金の合計である「社会保険料等の金額」を差し引いた金額が50万円の人の場合、甲欄の源泉徴収される額は扶養親族等が0人なら「2万9280円」、1人は「2万2950円」、2人「1万7990円」、3人「1万4830円」——と、以降も人数が増えるにつれ額は低くなっている。

注目が実質の差額。ここでは、0人と1人の差額は6330円、1人と2人の差額は4960円、2人と3人の差額は3160円、4人以上を比べても、0人と1人の間が最も差が出る計算だ。所得が高いほど担税力があるとして、大きな負担を求めるのが所得税の仕組み。この源泉徴収税額も、扶養親族等の数の差による税額差も、高所得者ほど大きくなる。高所得者ほど扶養人数のカウントが重要になる。

子ども手当に賛否両論がある中、増税実行となる今年に不満の声が上がる可能性がある。

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



全国法人会総連合会長 大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めております。

全法連は、約100万社の会員企業
41都道県に442の会を擁する団体です。

——主な活動は——

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。
上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。
会費はそれぞれの法人会によって異なります。

財団法人 全国法人会総連合 〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4
TEL.03-3357-6681 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>





『改訂新版 起業したらまっさきに読む経理の本』(クロスメディア・パブリッシング刊)

『改訂版 経理に使えるExcel事典』(明日香出版社刊)

『新 調剤薬局の経営と会計』(エヌビー通信社刊)

『図解本 小が大に勝つための会計学』(中央公論新社「中公新書クラレ」刊)

「経理」までのわかりやすい地図

MAPS経理コンサルティング

税理士 笠原 清明

飯盛会計事務所

税理士 飯盛 俊昌

税理士 伊勢田 健二

〒162-0065 東京都新宿区住吉町6番10号

小松ビル201号

TEL.03-3359-3922 (代表) FAX.03-3359-1830

E-mail:toshiaki@wonder.net.ne.jp

新宿法律会計事務所

税理士 山田恵美子

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目13番11号

シブヤビル3F

TEL:03-3350-5975 FAX:03-3350-6419

E-mail:emiko.yamada-office@mbr.nifty.com

城北税理士法人

代表社員 土屋 彰

社員税理士 田口雅美

〒162-0044 東京都新宿区喜久井町62番地

TEL:03-3202-0916 FAX:03-3202-0959

E-mail:tsuchiya@nalcs.com

四季の語らい、
くつろぎのひととき。アルカディア市ヶ谷
私学会館JR線・地下鉄(有楽町線・新宿線・南北線)市ヶ谷駅 徒歩2分
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25
TEL 03-3261-9921 FAX 03-3261-7760BANQUET
宴会・会議ACCOMMODATION
宿泊RESTAURANT
レストラン

尾谷会計事務所

税理士 尾谷恒行

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-14

大塚南ビル七階

TEL:03-5957-5654 FAX:03-5957-5611

E-mail:otani@otaniacc.jp

経営者のための
経営・財務情報紙

月刊社長のミカタ

税務・財務情報に特化して60年超——。

信頼と実績のエヌビー通信社が満を持して、
35年ぶりに新創刊した経営・税務情報月刊紙！中小企業のオーナー社長必読の経営(資金繰り、経営改善、
社保・年金、関連法令情報など)と税務(事業承継、相続税、
法人税対策情報など)の「詳報」が満載!!毎月28日付・タブロイド判・12頁建以上
年間購読料9,000円(送料・消費税込)

※『社長のミカタ』は顧問先・関与先企業様への配布ツールとしてもご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ TEL:0120-074-601/03-3971-0114(直通) エヌビー通信社 事業企画課 〒171-8558 豊島区南池袋3-8-4

がんばる人・元気な街 応援宣言
西京信用金庫

〒160-0022 新宿区新宿4-3-20

http://www.shinkin.co.jp/saikyo/

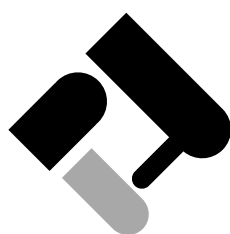
新宿区内の本支店

本店営業部 ☎03-3356-7111

西京ローンプラザ ☎0120-556-627(お客さまお問合わせ専用)

平日9:00～18:00

西新宿支店 ☎03-3374-4300

税務分野別に特化した
専門チームによる総合力 NO.1

辻・本郷 税理士法人

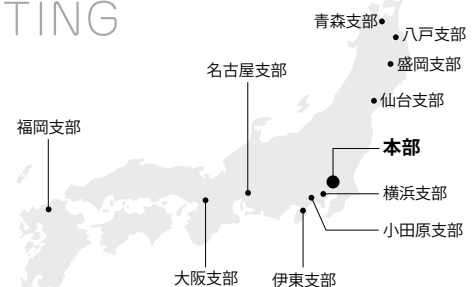
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1

新宿センタービル31階

TEL 03-5323-3301 FAX 03-5323-3302

http://www.ht-tax.or.jp/



納 税 通 信

東京国税局管内 特別号外
新宿区エリア版 四谷税務署編
平成 23 年 2 月 15 日発行
© エヌビー通信社

『納税通信』(東京国税局管内 特別号外 新宿区エリア版)は、「税務行政当局と納税者の理解を深めるための情報紙」として、新宿区内全域の『日本経済新聞』(宅配分)に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては四谷税務署に取材面でご協力いただきました。また、四谷法人会、四谷青色申告会、東京税理士会四谷支部をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する経済団体、金融機関などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。【エヌビー通信社・企画編集部】

<お知らせ>
本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料(前納・送料共) 36,700 円
www.nouzei.jp
購読・広告申込 03(3971)0114(直通)

散骨 葬式なら認められることも

これにより、法定相続人の遺族が妻と子2人の場合、今までは合計8千万円以上の資産がなければ相続税は発生しなかったところ、今後は4800万円以上で発生することになった。持ち家にちよつとした預金を持っているだけで対象になってしまうなど、本



▲悲しみの中でも気になるのは葬式費用…

いざという時に備えて… 相続税どこまでが非課税？

平成23年度税制改正大綱では、相続税の増税が盛り込まれた。基礎控除額が大きく引き下げられたことにより、今までは「こくわずかな人」にしか影響のなかった相続税の問題も、誰にでも降りかかってくる状況となっている。そのため、相続の際に課税対象とならない財産や控除できる財産などについてはしっかり押さえておきたいところだ。

当に相続が「ひとごと」ではなく、今後は「こくわずかな人」にしか影響のなかった相続税の問題も、誰にでも降りかかってくる状況となっている。そのため、相続の際に課税対象とならない財産や控除できる財産などについてはしっかり押さえておきたいところだ。

相続の計算は、財産の総額を差し合わせた「遺産総額」から「非課税財産」「葬式費用」「受け継いだ債務」を差し引き、さらにそこに相続開始前3年以内の贈与財産を差し、3千万円+600万円×法定相続人数の基礎控除額を差し引いて計算する。

このように「葬式費用」は遺産総額から控除することができるが、その葬式費用にも注意が必要で、そこに含まれるのは葬儀の費用やお通夜の費用などのみ。香典返しや費用や墓地や墓石の購入費用、墓地の借入料、初七日そのほか法要などのための費用は葬式費用には含まれない。なお、墓地・墓石の購入費用は生前に用意しておけば、非課税財産として遺産総額から控除される。

最近では葬式の行い方にも多様性が生じ、従来の仏式に加え、儀礼的な弔問者を受けず通夜や告別式だけを行う「家族葬」や、葬儀を全くせずに病院から直接火葬場へと遺体を送る「直葬」を希望する故人も多い。また、亡くなった後に海や山などに骨をまいてほしいという「散骨」を望む人も増えている。故人のこういった要望に応え、遺族が沖縄の海や富士山の山頂へ骨をまきに行った——といった場合、これは葬式費用として認められるのだろうか。

これに対して課税当局は、「葬式の一環として行われるものならば、費用として差し支えない」としながらも、「例えば、渡航したついでに観光も行うような場合、全てを葬式費用として認められないケースも考えられる。どこまでを葬式費用にするかは、観光費用などと切り分けて考える必要がある」という。豪華な旅行を行って「散骨が故人の遺志だったのだ」と言っても認められない可能性が高いわけだ。

また先ごろ、名古屋国税局がこの葬式費用について文書回答事例を示した。

この事例の内容とは、葬式費用の対象となる告別式を2回に分けて行った場合、そのどちらも葬式費用として非課税財産に算入して良いのか？という点についてだ。

A市で亡くなったPさんは、元はB市の出身。亡くなったA市において告別式を行うことにしたが、A市のみで告別式を行うとB市に在住の知人や親戚らが告別式に出席することが困難となることから、参列者の便宜を考慮し遺族の意思によりA市での告別式の後、B市での告別式を別途執り行った。

A市において行われた1回目の告別式は、遺影および遺体を祭り、僧侶による読経とともに職場や近所の方が焼香などを行う仏式で執り行った。また、納骨前にB市において行われた2回目の告別式も、

遺影および遺骨を祭り、僧侶による読経とともに、参列者が焼香などを行う仏式のものであった。なお2回行われた告別式に要した費用は、A市でのものが200万円、B市でのものが30万円だった。

相続税法は葬式費用の範囲について定めておらず、相続税法基本通達13-4でその範囲について、①葬式もしくは葬送に際し、またはこれらの前において、埋葬、火葬、納骨または遺骸(いがい)もしくは遺骨の回送そのほか要した費用(仮葬式と本葬式とを行うものにあつては、その両者の費用)、②葬式に際し、施した金品で、被相続人の職業、財産そのほかの事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用、③①または②に掲げるもののほか、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるものおよび④死体の搜索または死体もしくは遺骨の運搬に要した費用——としている。

今回の場合、A市・B市どちらの市で行った告別式も、死者の追善供養のため営まれる法会(法事)ではなく、死者を葬るために行われた儀式。これにより、B市の告別式に要した費用も、同通達に掲げられた費用(葬式に際し要した費用)に該当すると考えて良いと当局が回答を示した。

ざりざりのラインで相続税の課税対象となりそうな場合、本来家族葬を希望していたが、大々的な葬儀を行うことで課税遺産総額を圧縮するという手もありそう。ただしその場合、「被相続人の職業、財産そのほかの事情に照らして相当程度と認められるもの」でなければならぬので注意したい。

東京税理士会 四谷支部

支 部 長	山田恵美子	副支部長	谷 明彦
副支部長	飯盛 俊昌	同	北岡ひとみ
同	土屋 彰	同	村山 勝
同	水上 皎	同	宮下 常民

〒160-0004 新宿区四谷3-7-6 NK第8ビル2階 TEL(03)3357-4858

資金繰りの
お手伝い

東商新宿支部からのお知らせ

低利な融資制度(無担保・無保証人)のご案内

融資内容	マル経融資(小規模事業者経営改善資金) 商工会議所の推薦にもとづき、無担保・無保証人・低利で受けられる国の(日本政策金融公庫)の融資制度です。
融資対象	従業員が20人以下(商業・サービス業5人以下)。業歴1年以上。税金を完納していること。 ※税理士・会計士の方でもご利用いただけます。
融資限度額	1500万円 返済期間 運転資金7年以内・設備資金10年以内
担保・保証人	不要(信用保証協会の保証も不要です)
金利	年1.85%(平成22年11月11日現在)
申込方法	お申し込みは下記までお気軽にお問合わせ下さい。

※上記の融資枠と返済条件は平成23年3月31日までの取り扱いとなります。

※審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

東京商工会議所新宿支部 〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 4F TEL.03-3345-3290